

今後の外郭団体のあり方並びに公益法人制度改革への対応について

(指針)

平成22年4月

高槻市

目 次

1	はじめに	1 頁
2	各外郭団体の今後の方向性	2 頁
	(1) 公益法人制度改革への対応が必要な団体	
	(2) その他の団体	
3	指定管理者制度適用施設の公募施設への外郭団体の参加について	6 頁
4	外郭団体の経営改革について	6 頁
	(附属資料)別表 各団体の今後の方向性一覧表	

1.はじめに

本市における外郭団体のあり方については、平成19年1月に策定した、「外郭団体のあり方に関する基本方針」で示した方向性に基づき、経営改善、事業の見直しと活性化・統廃合について、各所管部局並びに各外郭団体においてその取組・検討を進めてきたところである。

こうしたなか、平成20年12月に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律をはじめとする公益法人制度改革関連3法が施行されたことにより、施行後5年以内の対応が必要となり、対象となる財団法人、社団法人は具体的な今後のあり方が求められることになった。また、国においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に鑑み、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定し、基本的に全ての第三セクターを対象として、その存廃を含めた抜本的改革を行なうための（仮称）経営検討委員会の設置を求めている。

こうした外郭団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、「外郭団体のあり方に関する基本方針」を補完する、「今後の外郭団体のあり方並びに公益法人制度改革への対応について」の指針をまとめた。今後は、「指針」に基づき、公益法人制度改革への対応等に取り組むものとする。

2. 各外郭団体の今後の方向性

(1) 公益法人制度改革への対応が必要な団体

財団法人 高槻市公営施設管理公社 統合

(財)高槻市公営施設管理公社は、昭和52年4月に許可を受け、市が設置する施設の管理運営にかかる事業を行うこと等を目的として設立された。平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理業務は、民間団体等の指定管理者に行わせることができることとなり、当該法人のあり方そのものを見直す時期にきている。現在は、特定(非公募)の指定管理者として市のスポーツ施設の管理業務を行っているが、現状の事業形態では、公益認定の取得は困難と想定される。

財団法人 高槻市緑化森林公社 統合

(財)高槻市緑化森林公社は、平成元年3月に許可を受け、本市における森林の保全と緑化を推進し、森林等自然環境の健全な利用を図ることを目的として設立された。森林銀行制度や森林保全啓発事業等の公益性の高い事業を実施しているが、事業費比率としては、公益性が低いと考えられる樹木剪定等の公園管理事業が全事業の9割以上を占めており、公益認定の取得は困難と想定される。



以上のことを踏まえ、上記2法人を統合し、新たにスポーツ・緑化振興公社(仮称)を設置する。スポーツ施設及びスポーツ施設を有する公園施設の一体管理業務を担い、市との連携のもと、スポーツ振興並びに森林銀行制度、緑化啓発事業等の緑化振興を担う団体として再生する。併せて公益認定の取得手続きを行うこととする。

(財)高槻市緑化森林公社が担っている現状の業務のうち、新たに設置する法人へ移管するもの以外の業務は市業務として移管する。

財団法人 高槻市水道サービス公社 廃止

当法人は、公営企業審議会からの答申(「水道事業のあり方について」平成5年)において、低廉なコストでよりきめ細かいサービスを行え

る水道サービス公社の設立の検討が示され、水道事業経営健全化計画（平成6～12年度）において4か月から2か月検針への見直しと公社の活用が位置づけられたことから、平成10年4月に許可を受け、小規模受水槽の指導・啓発事業等の公益事業や水道メータ検針・開閉栓業務の受託事業等を行うことを目的として設立された。現在では、受託事業の事業費比率は7割を超えており、現状の事業形態では、公益認定の取得は困難と想定される。

以上のことを踏まえ、民間委託可能な業務が大半を占め、業務の効率化が求められる中、団体の存在意義は低いため、団体は廃止とする。

財団法人 高槻市都市交流協会 存続

（財）高槻市都市交流協会は、平成3年3月に許可を受け、国内外との都市レベル、市民レベルでの交流事業を行うことにより、相互理解と国際化に寄与するとともに国際平和に貢献することを目的として設立され、それらの国際交流活動の支援とともに市内に居住・滞在する外国人との交流事業や生活相談等の事業を展開している。事業内容は、公益目的事業に該当すると考えられることから、公益認定の取得手続きを行う。

財団法人 高槻市文化振興事業団 存続

（財）高槻市文化振興事業団は、平成元年3月に許可を受け、市民の文化活動の振興を図り、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的として設立され、文化事業の企画及び実施、文化情報の収集及び提供並びに文化の振興に係る調査及び研究を行うとともに、市の文化施策との連携のもと文化事業の企画及び実施の受託等を行っている。これらは、公益目的事業に該当すると考えられるが、文化会館に係る施設管理経費が事業費比率で7割を超えているため、公益目的事業として認定されるよう事業内容の整理を行う。



上記2法人は、公益認定の取得が可能と考えられることから、それぞれ認定取得の手続きを進めることとするが、国際交流活動の支援や市内に居住・滞在する外国人との交流事業を進展させていく観点から、将来的には統合を視野に入れた検討を行う必要があると考える。

検討に際しては、統合団体の理事長の位置付け及び理事の構成や、市の業務体制の見直し等の調整を要する課題が考えられることから、文化振興及び都市交流のあり方について整理を行う必要があると考えられる。

財団法人 大阪府三島救急医療センター 存続

当法人は、昭和49年6月に許可を受け、救急医療体制の確立を図り、健康で幸福な住民生活の保持・向上に寄与することを目的として設立された。

市民の安全と安心を守るための極めて重要な業務を実施する団体として存在意義は高く、効率的な事業運営に取り組みながら、公益認定の取得手続きを行う。

社団法人 高槻市シルバー人材センター 存続

当法人は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年5月法律第68号)に基づく法人で、昭和57年10月に許可を受け、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を目的として設立された。

高齢化社会が拡大する中、高齢者の就労ニーズに対応する団体の存在意義は高く、公益認定取得の手続きを進めることが望ましいが、市は出資団体ではないが、人的財政的支援を行っていることから、引き続き、財政基盤の強化並びに経営の効率化を進めることが期待される。

なお、外郭団体の見直し・整理の観点から、社会福祉法人(高槻市社会福祉協議会、高槻市社会福祉事業団)との統合については、社会福祉協議会の無償ボランティアとシルバー人材センターの有償会員が混在することになり、統合団体の運営においては市民的理解が得られるよう整理を行う必要がある。

しかしながら、社会福祉協議会の定款を変更することにより、社会福祉法人にシルバー人材センター事業を実施させることは可能であるため、福祉事業の一元化という観点から、将来的な統合を視野に入れた検討を行うことが必要であると考えられる。

(2) その他の団体

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 存続

(社福)高槻市社会福祉協議会は、「社会福祉法」(昭和26年3月法律第45号)に基づき設立され、地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉を目的とする活動を行うものが構成員となり、設置が義務付けられている公益性の強い団体である。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、並びに社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等の事業を行い、市との連携と役割分担のもと地域の福祉活動の活性化と市民福祉の向上に寄与している。

社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団 存続

(社福)高槻市社会福祉事業団は、平成5年3月に許可を受け、多様な福祉ニーズに対応し、利用者が地域社会で自立した日常生活を営むことができるよう市が設置した社会福祉施設の管理を受託することを通じて、保健、医療、福祉サービスを総合的に提供されることを目的として設立された。平成18年度からは指定管理者として、引き続き、市と連携して社会福祉施策に関する公的責任としてのセーフティネットの役割を果たしている。



外郭団体の見直し・整理の流れの中で、両団体の統合についての検討を行ったが、社会福祉事業団がこれまで担ってきた公的セーフティネットとしての役割と、自主自立化の観点から民間社会福祉事業者と同様の収益事業を実施することについて整理を行う必要がある。その上で、地域福祉を推進する中核団体としての社会福祉協議会との将来的な統合を視野に入れた研究・検討を行う必要があると考える。

高槻市土地開発公社 存続

当法人は、「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号)に基づき、昭和48年1月に設立された。平成18年度に、組織・執行体制の見直しを行った団体であり、引き続き効率的な組織体制のもとに公社による先行取得機能を維持していく。

当法人は、高槻市を筆頭株主としてJR高槻駅南再開発事業に伴い、商業施設であるグリーンプラザの管理ディベロッパー業務等を行うため、昭和53年5月に設立された。

本市の設立目的は既に達成しており、平成18年には減資を行い、所要の見直しを行っている。今後とも自立した団体、まちづくり会社として、市街地の整備等を通じた社会貢献が期待される。

留意点

公益財団・社団法人への移行を進める団体については、平成24年度中の移行完了を目途に準備を進める。

3. 指定管理者制度適用施設の公募施設への外郭団体の参加について

本市では、施策目的を達成するために設置した公の施設の運営は、設置目的に沿って効果的、効率的に行うことを目的として、必要に応じて外郭団体に委ね、必要な人的、財政的支援を行ってきた。

施策展開上、今後とも市が関与する外郭団体に管理を委ねることが行政責任を果たす上で必要であると判断される施設については、引き続き、外郭団体を活用することが必要である。その結果、外郭団体を活用すべき積極的な理由がないとした施設や民間事業者等のノウハウを積極的に活用することが望ましいとした施設を外郭団体が管理する場合には、市の関与のあり方について検討すべきである。

4. 外郭団体の経営改革について

国から示された「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」において、地方公共団体は自ら設置した第三セクター等、いわゆる外郭団体が行っている事業の意義、採算性等について改めて検討し、事業継続の是非、並びに外郭団体の存廃を含めた判断を行うための組織として、学識経験者等の第三者で構成する経営検討委員会（仮称）を設置し、抜本的改革に取り組むべきであるとしている。

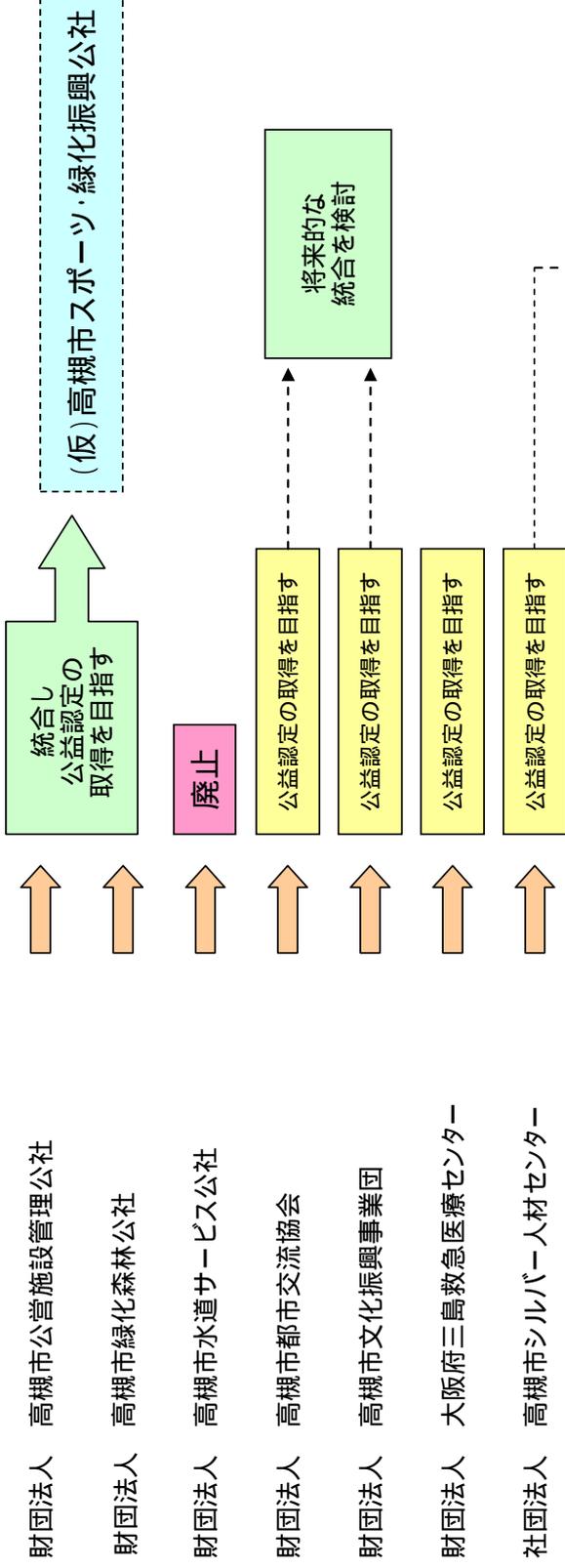
市では、従来から外郭団体の運営等については、財政状況や実施する事業の

内容・効果等について、その把握に努め、必要な指導・監督等を行い、運営状況については議会、市民への公表を行ってきた。今後も、こうした取り組みが求められているが、一方で、外郭団体にかかる透明性の確保や市民等への説明責任を果たす観点からも、第三者による客観的な評価を行うこともまた重要である。

こうしたことから、国が示す経営検討委員会と同様、又は準じた機関の設置に向けた検討を進める。

(別表) 各団体の今後の方向性一覧表

1. 公益法人制度改革への対応が必要な団体



2. その他の団体

